

山口県報

平成29年
2月3日
(金曜日)

目次

- 公告
 - 一般競争入札の実施(税務課).....
 - 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課).....



(二五) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十九年二月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 入札に付する事項

- (一) 次に掲げる物品等の購入
 - 物品等の名称
 - 電気
- (二) 物品等の予定数量
 - 四百九十七万七千八百八十五キロワット時
- (三) 物品等の特質等
 - 入札説明書及び仕様書による。
- (四) 納入期間
 - 平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間

(五) 納入場所

山口県岩国総合庁舎及び山口県民文化ホールいわくに

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百七十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (二) 地方自治法施行令第六百七十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十七年山口県告示第二百二十二号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成二十八年山口県告示第二十八号)に基づく資格審査において、電気について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。
- (四) 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条の二の規定により小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (五) 平成二十九年二月三日から同年三月二十二日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

三 契約条項を示す場所

岩国市三笠町一丁目一番一号 岩国県税事務所総務課

四 入札説明書及び仕様書の交付

平成二十九年二月六日から同月二十日までの午前九時から午後五時までの間、岩国県税事務所総務課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、予定数量の対価を入札説明書に記載する方法に従って計算した総価で行い、当該総価に当該総価の百分の八に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

岩国県事務所総務課

(三) 受領期限

平成二十九年三月二十一日午後五時十五分（入札書を持参する場合は、平成二十九年三月二十二日午後二時）

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

岩国市三笠町一丁目一番一号 山口県岩国総合庁舎共用第一会議室

(二) 日時

平成二十九年三月二十二日午後二時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印（署名を慣習とする外国人にあつては、自署）のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則（昭和三十九年山口県規則第五十四号）第五百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

岩国県税事務所長 山崎 健司

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 契約保証金

免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、平成二十九年三月九日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、岩国県税事務所総務課（電話〇八二七―二九―一五〇〇）に問

く合わせる。)

十一 Summary

(1) Branch office in charge of contract: Iwakuni Prefectural Taxation Office, Yamaguchi Prefectural Government

(2) Nature and quantity of the products to be purchased: Electricity, 4,977,885 kWh.

(3) Delivery period: April 1, 2017 to March 31, 2020

(4) Delivery place: Yamaguchi Prefectural Iwakuni Branch Building and Kenmin Bunka Hall Iwakuni

(5) Section in charge of procurement and contact point for the notice: Iwakuni Prefectural Taxation Office, 1-1-1 Mikasa-cho, Iwakuni-shi (Tel. 0827-29-1500)

(6) Time-limit for tender: 5:15 P.M., March 21, 2017
(If brought in person: 2:00 P.M., March 22, 2017)

(二六) 大規模小売店舗立地法第八條第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八條第一項の規定により、平成二十八年九月二十三日山口県公告（三八九）に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十九年二月三日から同年三月三日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部ふるさと産業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十九年二月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) ドラッグコスモス宮野恋路店

所在地 山口市宮野下一〇一九の一

二 意見の概要

騒音の発生に係る事項、廃棄物に係る事項等について配慮を求める。